

雀宮地区

I 協議体の概要

名 称	雀宮地区第2層協議体委員会		
設置年月日	令和元年10月1日	開催頻度	4回/年
構成団体 (◎:事務局)			
○ 自治会連合会	◎ まちづくり協議会	○ 民生委員児童委員協議会	○ 地区社会福祉協議会
○ 老人クラブ連合会	福祉協力員連絡会	健康づくり推進委員会	第2層生活支援コーディネーター
○ 市社会福祉協議会	○ 地域包括支援センター	○ その他 (婦人会, NPO 法人雀宮まちづくりプロジェクト)	
設置方式			
新規設置	○ 既存会議活用 (まちづくり推進協議会福祉部会)		地域ケア会議活用
設置要綱・会則等の有無	有 ・ 無		
設置までの経緯			
時 期	内 容		
平成29年 ~令和元年	地域ケア会議 (メンバー: 単位自治会長, 民生委員, 福祉協力員等) → 地域課題についてのグループワークを実施するとともに, 地域包括ケアシステム及び第2層協議体等について共通理解を図った。		
令和 元年 5月	まちづくり推進協議会に「福祉部会」を設置		
8月	第2層協議体準備会 (メンバー: 自治会連合会, まち協, 地区社協, 民児協, 単位自治会ブロック長, 老人クラブ, 婦人会等) → 第2層協議体設置に向けた進め方について意見交換を行った。 ⇒ 「福祉部会」を第2層協議体として位置付けることについて合意形成		
9月	自治会長全体会議やまちづくり推進協議会役員会で第2層協議体設置について説明 (協議体の立ち上げとメンバーや協議体の役割等について)		
10月	第2層協議体設置		
協議体における検討内容 (協議体で取り組んできたこと, 議論してきたこと)			
地域情報の共有, 課題やニーズの把握について	<ul style="list-style-type: none"> 各地域団体からの情報提供 地区内の主な困りごとについて情報共有 各地域団体から得た情報をもとに, 意見交換を行うことにより, 地域の課題を整理 		
支え合い活動について (見守り活動, 居場所づくり, 生活支援ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援制度の活用 安心・安全情報キットの再配付について検討 NPO法人雀宮まちづくりプロジェクトで開設しようとしている福祉カフェや子ども食堂の利活用について検討 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 緊急告知機能付き防災ラジオの普及促進 生活支援コーディネーターの役割について意見交換 		

II 取組事例

【防災ラジオの共同購入】

内 容： 宇都宮市防災ラジオの制度について周知を行い、自身では購入（手続き）が困難な方のために、申請や購入の手続きを代行する仕組みづくりを行った。

【宇都宮市防災ラジオ】



経 緯： 令和元年11月 防災ラジオのPR・普及方法について検討
令和2年 2月 防災ラジオの共同購入について検討
⇒ 単位自治会ごとに購入希望の取りまとめを行い、地区全体でまとめて申請
⇒ 代表者が代理購入し、配付

対 象： 地区内の高齢者

効果（検討中の場合は、期待する効果）

- ・ 制度を知らない方や、自身では手続きが困難な方にも購入してもらうことができた。
- ・ 防災ラジオの周知により、防災についての啓発を行うことができた。

#

【安心・安全情報キットの再配付について検討】#

経 緯： 令和 元年11月 キットの見直しの必要性について検討
令和 2年 7月 安心・安全情報キットの再配付の方法について検討
9月 再配付の対象者を地区内の災害時要援護者とすることを決定

対 象： 地区内の災害時要援護者205名（順次拡大していく予定）

内 容： キットを再配付するとともに、記載方法等について説明を行い、既に保有している方についても、新しい情報に更新してもらう。

効果（検討中の場合は、期待する効果）

再配付することにより、利用者の拡大を図ることができる。また、情報の更新を行うことにより、緊急時の適切な対応や、支援・見守りを必要とする方の把握につながる。

III 協議体を設置して、良かったこと

各地域団体間での情報共有を通し、地域の困りごとや地域資源を把握することができ、地域で高齢者が安心して暮らし続けるための具体的な取組に向けた意見交換ができた。

IV 今後の方向性

- ・ 安心・安全情報キットの再配付を実施する。
- ・ 各地域団体からの情報提供を通し、地域の困りごとや課題を把握し、地域の支え合い活動の創出に向けた検討を進める。

雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体(以下「第2層協議体」という)を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 第2層協議体は、日常生活圏域を実施地域とし、各日常生活圏域における定期的な地域課題等の情報共有及び連携強化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、実施要領の定めるところによる。

(協議事項)

第4条 第2層協議体には、第2層の生活支援コーディネーターを中心として、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域づくりにおける意識の統一に関すること。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握に関すること。
- (3) 地域資源の開発に関すること。
- (4) 地域関係者間での情報共有やネットワーク構築に関すること。
- (5) 生活支援コーディネーターの組織的な補完に関すること。
- (6) その他生活支援体制の充実・強化に関すること。

(会議)

第5条 第2層協議体は、第2層の生活支援コーディネーター、自治会連合会、まちづくり推進協議会、社会福祉協議会、民生・児童委員、地域包括支援センター、老人クラブ、婦人会、地域内に活動拠点のある社会福祉法人、地域内に活動拠点のある介護保険サービス事業者、地域内に活動拠点のある生活支援・NPO・民間企業等の介護予防サービス等の提供事業者、商店街等の地域内の関係団体、シルバー人材センター、地域住民、その他必要と認める者に意見を聞くことができる。

(秘密保持)

第6条 第2層協議体の会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を他に漏らしはならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、第2層協議体の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加するなか、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市の支援を得ながら、雀宮地区における生活支援体制整備事業第2層協議体（以下「第2層協議体」という）が中心となって、自治会、社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人クラブ、介護サービス事業所、社会福祉法人、民間企業、ボランティア、NPO法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図って行くことを目的とし、生活支援体制整備事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、第2層協議体とする。ただし、事業の一部について、適切な事業運営が確保できると第2層協議体が認める者に委託することができるものとする。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活支援コーディネーター 高齢者の生活支援・介護予防サービス(以下「生活支援等サービス」という。)の体制整備を推進していくため、多様な主体による多様な取組のコーディネート業務を行う者をいう。
- (2) 協議体 生活支援等サービスの体制整備に向けて、コーディネーターと生活支援等サービスの多様な提供主体等が参画する定期的な情報の共有・連携強化のために設置する協議体のことをいう。
- (3) 第2層日常生活圏域(雀宮地区自治会連合会区域)を実施区域とすること。

(事業内容)

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 第2層生活支援コーディネーターの配置
- (2) 第2層協議体の設置

(生活支援コーディネーターの業務)

第5条 生活支援コーディネーターは、地域における一体的な生活支援等サービスの提供体制の整備を推進するため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 資源発掘及び開発(地域の既存の社会資源の発掘及び充実、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、高齢者等が担い手として活動する場の確保をいう。)
- (2) ネットワーク構築(関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりをいう。)
- (3) ニーズと取組みのマッチング(地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチングをいう。)

(生活支援コーディネーターの資格要件)

第6条 生活支援コーディネーターは、地域における助け合いや生活支援等サービスの提供実績のある者又は団体であつて、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者
- (2) コーディネーターが属する組織の活動の枠組みを超えた視点、地域の公益的活動の視点、公平中立な視点を有する者
- (3) 県や市等が実施する研修を修了した者
(協議体の役割)

第7条 協議体の役割は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援コーディネーターの組織的な補完を行うこと。
- (2) 地域ニーズ、既存の地域資源の把握及び情報の見える化の推進(実態調査の実施や地域資源マップの作成をいう。)を行うこと。
- (3) 企画、立案及び方針策定(生活支援等サービスの担い手養成に係る企画を含む。)を行うこと。
- (4) 地域づくりにおける意識の統一を図ること。
- (5) 情報交換、働きかけを行うこと。
- (6) その他生活支援等サービスの体制整備に関して、協議体が必要と求める事項についての検討、協議及び調整を行うこと。

(協議体の構成)

第8条 協議体は、雀宮地区自治会連合会、雀宮地区まちづくり推進協議会、地域包括支援センター、雀宮地区社会福祉協議会、生活支援コーディネーター、地域の関係者等で構成し、地域の実情に応じて適宜参画者を募ることとする。

(秘密保持)

第9条 生活支援コーディネーター及び協議体構成員は、会議等において知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。